平成３０年（フ）第６６４号
札幌市北区北28条西７丁目２番32号　シティパレスＢ201号
債務者　河内　　智
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９４号
岩手県花巻市石鳥谷町上口１丁目８番地11
債務者　山本　英春
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０２号
盛岡市みたけ３丁目25番７号　城北住宅３－15号、旧住所岩手県八幡平市平舘第10地割55番地３
債務者　成田　　舞
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０７号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田56番地36
債務者　小向寿美子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１３号
茨城県神栖市日川326番地
債務者　根本　　智
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第４６号
群馬県渋川市半田2008番地１
債務者　入内島真也
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８２号
群馬県前橋市高井町１丁目21番地４
債務者　福島　健一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８３号
群馬県前橋市南町４丁目１番地１
債務者　小池　美佳
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８８号
群馬県前橋市昭和町２丁目18番28－101号　昭和マンション
債務者　柳澤　則明
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９１号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡437番地１　コンフォート長岡Ｆ101号
債務者　湯本　幸次
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９４号
群馬県前橋市下小出町１丁目13番地13
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１００号
群馬県前橋市富士見町小暮819番地５
債務者　宮沢　敏彦
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号
群馬県沼田市薄根町4053番地６　トランビュー沼田　Ｂ－205号
債務者　渡邉　幸一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
千葉県館山市洲宮1631番地
債務者　渡邉　英二
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第２４９号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町１番地２　コーポ嵯峨野　107
債務者　西尾　隼人
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６８号
京都市右京区太秦袴田町15番地11、前住所京都市右京区太秦樋ノ内町１番地６　ラティス太秦304号
債務者　上田　紫帆
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０５号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島301棟205号、前住所岡山市北区西之町８番25号
債務者　義山晃生こと　ＬＥＥ　ＹＯＵＮＧ　ＳＡＥＮＧ　李　　永生
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係